

山形市洪水ハザードマップの改正について

避難情報の名称の変更

災害対策基本法等の一部改正に伴い、令和3年5月20日より避難情報の名称が下記の通り変更となりました。

(変更前)

(変更後)

警戒レベル5「災害発生情報」
警戒レベル4「避難勧告・避難指示(緊急)」
警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」

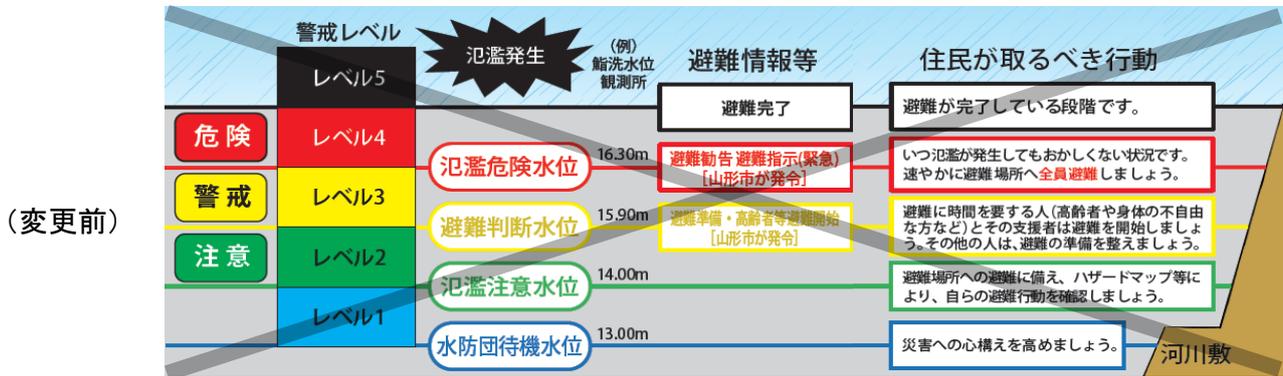


警戒レベル5「緊急安全確保」
警戒レベル4「避難指示」
警戒レベル3「高齢者等避難」

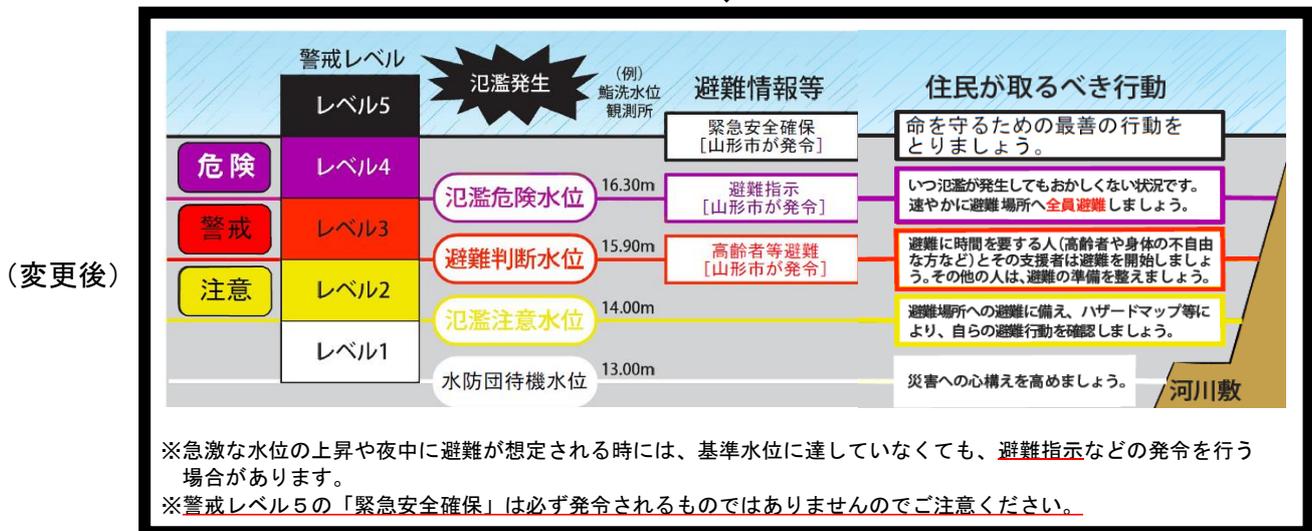
山形市洪水ハザードマップでは下記の通り変更となります。

1 p.5~6「避難のタイミング」

「5段階の警戒レベルと河川水位及び避難情報等の関連性を示した図」



※急激な水位の上昇や夜中に避難が想定される時には、基準水位に達していなくても、避難勧告などの発令を行う場合があります。



※急激な水位の上昇や夜中に避難が想定される時には、基準水位に達していなくても、避難指示などの発令を行う場合があります。

※警戒レベル5の「緊急安全確保」は必ず発令されるものではありませんのでご注意ください。

- 2 p.6上段の「川治郎」と「ハザ吉」が会話している吹き出しイラストの文章の中の「避難勧告」を「避難指示」と読み替えてください。
- 3 p.77~78「マイタイムラインを作ってみよう！」に記載してある避難情報の名称も同じく変更になります。

災害に備えて、事前に確認しておきましょう！